

平和構築における現地社会のオーナーシップと国家建設の
ジレンマ：シエラレオネとスリランカの事例を中心にして

篠田 英朗

広島大学平和科学研究センター

**Tasks for the Development of Local Society's Ownership for
Peacebuilding and Dilemmas of State-building with Special
Reference to the Cases of Sierra Leone and Sri Lanka**

Hideaki SHINODA

Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

This article examines the principle of ownership of local society for peacebuilding by looking at the process of statebuilding. In so doing, the article takes the examples of

Sierra Leone and Sri Lanka in order to examine different cases of post-conflict peacebuilding in light of the difficulty and complexity of the ownership of local society in relation to various types of statebuilding. The first section provides an overall framework of the relationship of the issue of ownership of local society with the statebuilding process. The article introduces the concept of “neopatrimonialism” in order to highlight the predicament of peacebuilding from the perspective of the statebuilding process. The second section looks at the case of Sierra Leone by describing its post-conflict peacebuilding as a process of creating a post-neopatrimonial liberal democracy. The case of Sierra Leone shows the possibility and difficulty of implanting liberal democracy in post-conflict society in Africa. The third section deals with the case of Sri Lanka by describing the nature of its post-conflict peacebuilding as an Asian-style developmental authoritarianism. The case of Sri Lanka shows the possibility and difficulty of developing a unified state in post-conflict society in Asia in the environment of contemporary international society. The concluding section summarizes the importance of analyzing the ownership of local society in the context of peacebuilding.

はじめに

本稿は、平和構築活動における現地社会のオーナーシップの促進という重要な原則が、なぜ多くの場合に達成されないのかという問題を念頭に置きつつ、課題克服のための示唆を行うことを目指すものである。この目的に沿って、本稿では、シエラレオネとスリランカという二つの異なる紛争後社会の状況を事例として取り上げる。そして両者がオーナーシップ促進にあたって直面している困難を具体的な文脈で整理し、困難の克服を目指す平和構築活動への政策的な示唆を提示することを試みる。

筆者はこれまでに、平和構築活動における現地社会のオーナーシップ原則が、単に規範的な観点からだけでなく、戦略的な観点から政策的な重要性を持つものとして広く認識されてきていることを強調してきた¹。それは、現地社会のオーナーシップ原則が持つ戦略的な意味が、決して広く共有されているとは言えないという問題認識を、筆者が持っているためである。

伝統的な開発援助等の国際協力の場面では、オーナーシップは尊重すべき原則として考えられていたとしても、実際には非常に形式的なやり方で遵守が説明されてきた。政府の行政能力が低いと考えられている場合には、オーナーシップの遵守は、開発援助の円滑な実施の阻害要因にすらなりうるという見方すら持たれることがある。紛争（後）社会の不安定の中で行われる平和構築の現場では、さらにいっそうそのような事情が顕著になる。つまり平和構築の現場では、かなりの程度で、オーナーシップ原則が、遵守すべきではあっても、実現することが難しい規範として認識されるのである。

だがこの困難は、平和構築それ自体が持つ困難の本質を構成するものであり、本来は避けることができない種類の困難である。現地社会のオーナーシップ発展の困難を避ける限りは、長期的な平和構築の戦略は作り出せない。現地社会のオーナーシップにどう取り組んでいるかが、長期的な政策的見通しを持って責任ある態度で平和構築活動を行っているかどうかの試金石になると言っても過言ではないのである。

本稿では、こうした問題意識を持ちながら、特に平和構築の場面で大きく問

われる国家建設の問題からの視点に焦点をあてる。平和構築とほぼ同義で使われることも多い国家建設のための支援活動は、しばしば外部介入者が国際基準を導入するために用いる概念枠組みとして理解される。しかしそれだからこそ、現地社会のオーナーシップ発展の見通しの上に政策の精緻化を図ることがいっそう強く求められる分野でもある。

本稿では、特にシエラレオネとスリランカという異なる二つの事例に着目し、国家建設に関連する平和構築活動が、どのように現地社会のオーナーシップの問題と結びついているかを分析する。これらの具体的な事例にもとづきながら、平和構築を通じた国家建設支援活動が、現地社会のオーナーシップの発展の問題に直面する困難を描き出し、またその困難を乗り越えるための試みを描き出し、さらなる政策的示唆を導き出すための考察を行う。

本稿では、まず第一節において、平和構築の観点から見て、現地社会のオーナーシップの問題がどのような問題をはらんでいると言えるのかを、理論的な観点から整理して提示する。第二節では、シエラレオネの事例を題材に、事例分析を行う。第三節では、スリランカの事例を題材に、事例分析を行う。第四節では、二つの事例の比較を行うとともに、総合的な議論の整理を行い、考察を加える。

第1節 現地社会のオーナーシップの課題

1-1 現地社会オーナーシップの構造的困難

本稿が「現地社会のオーナーシップ」という表現を用いるのは、オーナーシップの主体が、現地社会の全体であることを示すためである。現地社会の意思を代表するのが国家機構であるとするれば、オーナーシップの尊重が、国家元首の意向に沿うことであつたり、政府機関の承認を得ることであつたりするような解釈の余地が生まれてくる。しかし平和構築の観点から求められるのは、現地社会の全体をオーナーシップの主体として位置付ける態度である。平和構

築の目的が、永続的な平和の社会的基盤の形成であるため、現地社会の全体が関与するオーナーシップの発展こそが望ましい。もちろんそのことを強調すればするほど、よりいっそう達成が困難になってくるとしても、だからといって求めるべき望ましいオーナーシップのあり方の理解を変更してよいという結論にはならない。

筆者はこうした観点から、平和構築の政策実施にあたって、意思、能力、権限、責任などの主体が、一致しているかどうかを確認していくことの意義を強調してきた²。どんなにオーナーシップを唱えたとしても、一部の権力者のみに権限が独占されているような状態では、それは少なくとも現地社会全体のオーナーシップにつながるものではない。仮に政府機関のみに最終的な権限行使が許されているような場合であっても、政府外の人々が意思決定に参画し、社会全体のオーナーシップの向上に寄与する仕組みがとられているかどうか、重要になってくるからである。

筆者は同時に、現地社会のオーナーシップが、多くの場合に達成困難な目標であると考えられる背景に、幾つかの構造的な要因があることも指摘してきた。まず国際協力全般において、資金提供を行うドナー側に、イニシアチブをとることが容易な仕組みが存在していることが指摘できる。特に平和構築活動においては、西欧民主主義国を典型的なイメージとする自由主義的価値規範にもとづく国家建設活動が、西欧人が活動の知的主導をとる形で、平和構築とほぼ同義の活動として、行われることが常態化しているという事情もある。

これに加えて、現地社会全体のオーナーシップを視野に入れる際には、現地社会は決して統一的な組織体として行動することがないという当然の事実が存在することになる。政府機構内部だけをとってみても多様な政策的意思が混在していることは、紛争後国のみならず、どのような国の場合であっても普通である。そこに市民社会組織や、具体的な活動に様々な形で関わってくる住民たちをステークホルダーとして認識するのであれば、オーナーシップの主体となるべき現地社会は、もはや一つの意味決定メカニズムを持つ統一的な行為体としてみなせない存在になることは、極めて自明である。

ただし、既に述べたように、こうした構造的要因が現地社会オーナーシップ

進展のための課題として認識されるべきであることは確かだとしても、それは現地社会オーナーシップの重要性を看過すべきだという結論を導き出すための理由にはならない。本稿の課題は、まさにこうした構造的困難を必然的に抱える現地社会のオーナーシップの進展という命題に対して、どのようなアプローチを持って臨むことがより望ましいか、という問いに答えていくことにある。

1-2 オーナーシップと国家建設のジレンマ

オーナーシップの問題を国際援助の場面などで技術的に処理していくためには、近代主権国家の前提が有効になる。現地社会において主権国家としての制度的統一性が保たれており、国家全体を代表するものとして中央政府が存在しているとみなすことができれば、現地社会内部の複雑性に起因する困難を、理論的には回避することができる。まだドナー主導に見える場面においても、主権国家の政府の同意という契機を媒介にすることによって、オーナーシップの問題を、同意主義の要件という法技術論の問題に転換していくことができる。主権国家という制度は、オーナーシップを確保するための裏付けとなるという意味で、非常に利便性の高い仕組みである³。

だがそれだけに、紛争後社会などにおいて主権国家としての制度的仕組みが脆弱化している状況で行われる平和構築活動は、オーナーシップ確保の問題により深刻に直面することになる⁴。現地政府機構の正当性と能力の問題が、オーナーシップ確保の問題と同一視されるかのような事態が生まれる。主権国家としての機能の不全が、オーナーシップを基盤にした安定的な平和構築活動の困難それ自体と同一視されるかのような事態が生まれる。そして国家建設活動の成功こそが、平和構築の中心的命題であり、国家建設が適切に果たされることによって、平和構築も適切に進んでいく、という見通しが、広まっていくことになる。

このように近代西洋型の主権国家の建設の成功と、平和構築の成功それ自体を同一視するような態度に対しては、最近の研究において多くの批判的な見解が提示されている。「自由主義的平和構築論」への批判は、その一例である。平

和構築としての国家建設活動の推進が、特定のイデオロギーを基盤にして進められており、つまりそれは欧米諸国が標榜する自由主義的価値観に依拠して進められているものと指摘してイデオロギー暴露を強調するのが、こうした批判論の特徴である。ほとんど全ての平和構築活動が非西欧圏の発展途上国で行われているという現実を見据えて、このような批判論は、西欧中心主義に毒されている国家建設としての平和構築活動が文化的盲目性という限界を抱え込んでおり、ほとんど失敗を約束されているとすら考えるのである。

1-2 オーナーシップと自由主義のジレンマ

「自由主義的な平和構築の理論 (liberal peacebuilding theory)」と呼ばれる問題をめぐる議論は⁵、ローランド・パリスの仕事によって大きな影響を受けている。パリスによれば、1990年代の国際平和活動は、いずれも民主化と市場経済化を目指していた点で大きな特徴を持っていた。そしてパリスによれば、それは多くの国際平和活動が失敗に終わった大きな要因であった。なぜなら、拙速な民主化と市場経済化は、紛争後の社会情勢に見合わず、かえって不安定化をもたらすことが多かったからである。パリスは、このような失敗の背景に、国際関係学における「民主的平和 (democratic peace)」理論の影響などがあったと分析した。ただしパリスは、自由主義的性格を持つ政策を全面的に放棄することが必ず処方箋になるとは限らないとも述べ、重要なのは、自由化を通じた平和構築を進めるための制度構築を行うことだと論じた。パリスによれば、国際平和活動を改善するためには、「自由化の前の制度化 (institutionalization before liberalization)」が必要になるのであった⁶。

このようなパリスの議論は、その批判的論調にもかかわらず、国家制度構築の支援にまで積極的に踏み込んだ形での平和構築活動を促進する含意を持っていた。つまりそれは、自由主義的価値規範を基盤にした平和構築を、主権国家の機能強化を通じて達成していくという、今日の平和構築政策の全般的傾向につながる議論であった。

パリスよりもさらに批判的に平和構築と国家建設の結びつきに警鐘を鳴らす

見解もある。たとえばオリバー・リッチモンドは、国連などの活動を通じた「自由主義的平和 (liberal peace)」の試みを、「上からの平和」と呼び、結局は国家機構の対外勢力への依存を延々と続けてしまうだけであると論じている⁷。リッチモンドはさらに、新自由主義的傾向の強い平和構築政策が、法の支配のような理念を身にまといながら紛争後国に持ち込まれたとき、実際には私腹を肥やす現地権力者層によって利用されてしまうだけの結果を招き、多くの現地の人々から平和構築が乖離してしまう現象の要因となってしまうと論じた⁸。

このような乖離が生まれる原因は、単に自由主義的な平和構築理論が、現地事情とは切り離されたところで立案されて実施されることだけにあるのではない。むしろ不可避免的にドナー中心主義となる自由主義的な平和構築の方法論に、現地社会の土着のニーズを無視する方向に進みがちな要素が内在している。第一には和平合意を通じて、第二には実施の際の専門家助言を通じて、第三に経済支援の際の条件付与を通じて、第四に傀儡政権を通じて、ドナーが自らの意向を平和構築政策に反映させる制度的窓口が確保されている。プロジェクトの成功や制度化の形式的進展を短期的に追い求めるドナーの意向に左右されることによって、平和構築活動は現地社会のニーズから乖離していくことになる⁹。したがって国家建設の要素を強調する自由主義的な平和構築は、逆説的ながら現地社会主導の自律的な国家建設を阻害してしまうというジレンマも抱え込むのである¹⁰。

デビッド・ロバーツも、自由主義的な平和構築の理論が、画一的な政策をもたらし、平和構築の進展をむしろ阻害していることを批判的に指摘する。それは支援する側が中心になったグローバルガバナンス拡大の一環として行われる平和構築であり、現地社会に人工的な選択を迫るという点で、限界を持つ平和構築である。自由主義的な平和構築の関心事項は、現地社会の人々にとっての最大の関心事項とは乖離している。そのため自由主義的な平和構築は、土着社会の正当性原理を破壊し、土着エリート間の紛争を伝統的な方法で解決することが不可能になる状態をもたらす。これは紛争後社会に新家産制国家を作り出す新しい形態の植民地主義でもある。外から注入された支援は、国家機構を握る「ビッグマン」によって配下の者たちに資源配分がなされるメカニズムを強

化する機能を果たし、歪んだ政治的・経済的構造を助長することになる¹¹。

こうして国際社会による平和構築活動が「自由主義」のイデオロギーに支配されているという指摘は、現地社会のオーナーシップを確保するという命題との関係から、さらに大きな問題へと至る。現地社会のオーナーシップと西欧中心主義的な国家建設活動との間に潜むジレンマは、平和構築活動の核心を構成する問題であると言ってよい。本来であれば近代西欧型の国家の成立を待たずしても、平和で安定した社会を形成することは不可能ではなく、その際にはまさに現地社会の土着の価値規範や秩序原理にもとづいたオーナーシップが発揮されるはずだろう。しかし紛争が起こった社会とは、まさにそのような土着の平和の基盤が十分に機能していないことが問題である社会である。また、そもそも現実の現代国際社会において、主権国家原則から逸脱した社会秩序形成原理が許容される余地は乏しい。したがって、特に国際社会の大々的な関与がある場合には、ほぼ必然的に、近代主権国家モデルに依拠した国家建設を目標とした平和構築活動が推進されることになるのが現実である。結果として、現地社会のオーナーシップの原則に留保を加えざるをえない状況が生まれても、ある種の標準モデルに近づくことを目標とした平和構築活動が行われていくことになる。しかしその一方で、そのような国家建設活動の犠牲として現地社会のオーナーシップ発展の契機が阻害されるとすれば、実は長期的な平和構築の基盤もまた損なわれていることになる。

このような構造的ジレンマは、近代西欧モデルに依拠した国家建設の枠組みに沿って平和構築活動が進められるという現実と、現地社会のオーナーシップの発展を指導原理として進めていくのでなければ平和構築は成功し得ないという現実とによって、ほとんど不可避的に発生するジレンマである。このジレンマこそが、平和構築の現場における数々の具体的な問題を引き起こすのであり、平和構築活動の核心部分に存在する本質的に構造的なジレンマである。現代平和構築活動において試される現地社会のオーナーシップの発展という命題は、このジレンマと向き合うことなくしては、追求されえない。

平和構築活動における現地社会のオーナーシップの発展という命題は、どのように国家建設の課題と折り合いをつけてオーナーシップを発展させていくの

か、という問題に不可避的に立ち向かうことになる。近代西欧型モデルを標準とし、自由民主主義の価値規範を中心に置きつつ、現地社会のオーナーシップの発展を模索していく道を選ぶのか。あるいは独自の社会秩序の存在を前提として国家建設を進め、国際社会が標準とする価値規範に還元されない現地社会のオーナーシップを標榜するのか。こうした問いに対してどのように答えるかによって、平和構築活動の行方は大きく変化していくことになる。

問題となるのは、ジレンマを克服するか、克服しないかではない。ジレンマはジレンマとして、おそらくほとんど全ての平和構築活動に、残存し続ける。問題になるのは、少しでもジレンマを克服して、平和構築活動を前に進めていこうとする必然的な過程において、最も合理的と思われる具体的な対処方法に関する政策的な判断である。そのような政策的判断によって、平和構築活動の性格が決定づけられることになる。

1-4 オーナーシップと新家産制国家のジレンマ

オーナーシップの問題が、脱植民地化の過程をへて生まれた新興独立諸国における国家建設のあり方と深く結び付いていることは、さらに関連した問題の観点からもオーナーシップを考えていかなければならないことを示している。それはたとえば、紛争多発地帯とも言えるアフリカの文脈で広く議論されている新家産制国家の問題である¹²。

国民国家としての一体性が希薄なまま独立主権国家となっていくアフリカ地域では、国家権力を握った者たちが、自己を中心とするパトロン＝クライアント関係を形成して、非常に偏った権力と資源の配分を常態化させながら統治する状態が、多くの国々で見られることになった。国家内部の特定の人々が、特定の利益の収奪を目的にして、国家機構を動かす権力を握り、公的権限を私的利益のために用いるという混乱状態が、新家産制国家という概念によって対象にされる問題である。さらに深刻なのは、私的利益の確保を求めて、国家権力の奪取が試みられることすらあるという点である。

従来の民族紛争・宗教紛争・領土紛争の問題理解の枠組みでは、各集団に個

別的なアイデンティティが存在し、そのアイデンティティが複数の集団間で会い入れず競合するため、紛争が発生するのだと考えられてきた。ある人間の特定の集団への帰属は不可変的なアイデンティティによって形成されるため、集団構成の個別性と、他の集団との競合性が、不可避的であることが当然視されてきたのである。しかし多くの内戦の現場では、個々人の集団への帰属性は必ずしも不変的なものではなく、むしろ極端な場合には目まぐるしく変更されることもあることが指摘されている。仮にアイデンティティの問題が人々を対立へ駆り立てるとしても、そのアイデンティティが各人にとって常に絶対的に明確なものだとは限らないのである¹³。

しばしばドナーたちに「腐敗」として問題視される新家産制国家のシステムは、急激な脱植民地化の過程の中で突然に主権国家となった新興独立諸国においては、代替を想像することができないほどに現存の主権国家体制と結びついてしまっている。たとえば武内進一は、新家産制国家の問題を、ポストコロニアル家産制国家（Post-Colonial Patrimonial State: PCPS）の問題と言い換えることによって、20世紀後半に主権国家システムに新興独立諸国として参入した国々の歴史を、植民地時代の統治形態の影響なども考慮して、より長期的視座で見えていくことの必要性を強調した¹⁴。

新しい家産制国家の問題とは、脱植民地化後の国家のあり方の問題だと指摘することは、歴史的な洞察にもとづいたものである。いわば植民地主義者たちが、家産制的な仕組みをアフリカに持ち込んで利益収奪を図ったのであり、独立後には一部の現地社会構成員が、植民地主義者と同じような行動をとるようになったということである。その意味では、新家産制国家の問題は、いわば国内植民地主義の問題であるとも言えることができるだろう。

次節以降で見ていくシエラレオネとスリランカの事例は、このような問題意識にてらして、極めて興味深い示唆を与えてくれるものである。両者ともに紛争後の環境の中で国家建設としての平和構築を進めてきているが、目指す方向性は大きく異なっていると言える。そしてその相違は、現地社会のオーナーシップの理解の仕方に如実に反映されるということを示している。

第2節 シエラレオネにおける現地社会のオーナーシップの課題

2-1 シエラレオネの紛争構造と現状分析

シエラレオネは1990年代を通じて続いた長く凄惨な内戦の歴史に終止符を打ち、2000年代に着実な平和構築のプロセスをたどってきた。1990年代には国連PKOの失敗例に数え上げられる事例であったが、今や国連関係者はシエラレオネを国連の平和活動の取り組みの成功例として取り上げるようになってきている。シエラレオネの特徴は、大規模な国連PKOが展開した後に、ブルンジと共に設立直後の国連平和構築委員会の最初の検討対象国の一つとなり、平和構築基金による支援の最初の対象国にもなったことで、国連主導による平和活動への関与のモデル・ケースとして考えることもできる歴史を持っている点である。

シエラレオネの内戦の構造は極めて複雑であった。隣国リベリアで先に内戦が始まり、その余波を受けてシエラレオネにも内戦がもたらされたという点で、準地域的な構図を持っていたことは確かである。反乱軍「革命統一戦線 (Revolutionary United Front: RUF)」の指導者フォディ・サンコーが、反政府活動の軍事訓練を受け、リベリアのチャールズ・テイラーと出会ったのもリベリアであったことを考えると、問題の構図は単に西アフリカ域内だけにとどまるわけではないこともわかる。ダイヤモンドが紛争経済と密接に結びついて紛争の長期化につながったことを考えれば、国際的な資源流通市場の存在も無視することはできない。また国内に目を向けても、中央政府とRUFだけが単純に軍事衝突したわけではない。カマジョーと呼ばれる集団が中心になった市民防衛軍 (Civic Defense Force: CDF) は、RUFに対する有力な軍事勢力であった。また平和維持軍として展開したナイジェリア軍を中心とする ECOMOG (Economic Community of West African States Military Observer Group) や、政府が導入した傭兵部隊である Executive Outcome、さらには軍事クーデタを企てた勢力などは、無視することができない紛争当事者として、それぞれが紛争の構図の変動に大きな影響を与えた¹⁵。

ただし、脆弱かつ独裁的な中央政府の統治体制を、外国勢力の支援を受けつつ天然資源も押さえた RUF が、苛烈かつ凄惨な軍事行動で挑戦を試みたことが、シエラレオネの紛争構図の基本的仕組みであったことは間違いない。したがって実際に締結にまで至ったロメ和平合意の当事者は、カバーを大統領とする中央政府と RUF であった。そして和平プロセスが安定していくことになったのは、ロメ和平合意で恩赦の対象になったサンコーが、その後の新たな事態の悪化に対応したイギリス軍の介入にともなう情勢変化を受けて、政府に拘束されたからであった¹⁶。サンコーの拘束後、事実上 RUF は自然消滅し、シエラレオネの内戦を形作った基本的な紛争の構図もまた、消滅していったのである。

ただし紛争を形成した基本構図の消滅は、その後にシエラレオネが紛争の再発を防げているという事実を説明すると同時に、紛争に関係した社会構造の歪みを取り除かれて紛争の再発が防がれているとまでは言えないという観察を導き出す。実際に、たとえば選挙のたびに、内戦を形成した勢力の分布図に呼応するような形で対立が再燃したり、若者層が動員されたりしている¹⁷。内戦の構図は溶解し、新たな紛争の勃発は防がれているが、いわば内戦によって人々の心の中や人間関係の面で蓄積された負のエネルギーは、様々な形をとって相互反応を続けながら、現在に至るまでシエラレオネ社会のあり方を大きく規定していると言って過言ではない。

シエラレオネの場合、この社会的歪みは、いくつかの社会的集団に対応する形で存在している。第一に、国連平和構築委員会も強調しているように、典型的な西アフリカの実情を示すように、世代間の格差が大きな問題となっている。パラマウント・チーフ制度に象徴されるような伝統的共同体の仕組みが、年長者に権力を集中させる傾向を持ち、人口構成では多数を占める若者層が社会的な意思決定メカニズムや経済的な恩恵から阻害されがちであることが、社会構造の不安定性をもたらしていると考えられている。紛争の予防の観点から、シエラレオネを含む西アフリカの紛争後国では、若者問題への対処が、大きな関心対象となってきた。

第二に、地域的対立とも密接に結びついた政治的な対立構造がある。伝統的に All People's Congress Party : APC は、北部に勢力基盤を持ってきた。内戦前に

は、政権党としての APC が東部地域で人権侵害行為を多数行っていた。そのことが内戦当初に RUF が東部地域に浸透する現象が起こる温床となったのである。内戦中に行われた大統領選挙で当選した Sierra Leone People's Party: SLPP のカバーは、内戦後もしばらく大統領職にとどまって復興過程を政治的に主導した。これに対して 2007 年の激烈な選挙戦を勝ち抜いた現職大統領のコロマは、現在の開発援助の流れを取り仕切っている。これによってコロマ自身の出身地であるマケニを含む北部地域に開発プロジェクトが数多く導入され、地位的格差が助長されたという見方もある。

なお大統領選挙では、シエラレオネ特別法廷による戦争犯罪問題で、カバーがカマジョーを裏切ったとみなされたため、カマジョー系の若者勢力が APC 側に投票したことが大きな意味を持ったとされる。若者問題と政治問題もまた相互に結び付いているのである。

こうした意味において 2009 年大統領選挙後に、主要二政党間で締結された「Joint Communiqué」は極めて重要なものであり、国際的にも注目された¹⁸。また平和裏に選挙による政権交代が行われたということが、シエラレオネの平和構築が堅実に進展していることを印象付ける効果を持ったことも確かだろう。

2-2 シエラレオネにおける現地社会のオーナーシップの枠組み

シエラレオネの和平プロセスは、ロメ和平合意によって始まったことになっている。しかし調印者である RUF のサンコー議長は、その後に拘束され、戦争犯罪人として服役中に死亡した。結局は RUF の自然消滅がその後の紛争再発の回避に大きく影響していると思われることを考えれば、ロメ合意それ自体が成功して平和構築のプロセスが安定的に進展したとは言い難い。むしろ紛争当事者であり和平合意調印者である勢力が消滅したということは、ロメ合意が想定した和平の枠組みが、実際には大きく変更されたことを意味する。

このことを特に現地社会のオーナーシップの観点から考えてみるならば、ロメ合意はカバー政権と RUF が合同で代表するシエラレオネ社会のオーナーシップのあり方を模索しようとしていたと言える。これに対してサンコー拘束後の

シエラレオネでは、RUF という要素が取り除かれ、正規の法的基盤にもとづいて中央政府が国民を代表するあり方が、オーナーシップ発展の中心的課題となることになった。RUF の消滅こそが、シエラレオネ社会のオーナーシップの進展に決定的な影響を与えた要素であり、今日のシエラレオネの平和構築の進展を基礎づけたものであると言ってよい。

ただし、内戦の軍事的対立の当事者が消滅しているので必ずしも直近の内戦の危険性が高いと認識されている状況にはないとしても、国家機構の能力開発だけで、現地社会のオーナーシップの健全な発展が望めると言うことまではできない。内戦の構図にも結びついていた世代間・地域間の格差を背景にした政治的分断状況が依然として根深く存在していることが、シエラレオネ社会が抱える現在の問題である。ロメ合意調印の時点と比べて、オーナーシップ発展の枠組みが大きく変更になったことは事実として、新しいオーナーシップ発展の道筋が極めて安定的に発展しているとまでは言えないだろう。

外部介入の結果として成立・展開してきているシエラレオネの平和構築のプロセスは、国際社会が標榜する自由民主主義的な価値規範を中核に据えたものである。そのため一層、シエラレオネの成功が、国連を中心とする国際社会の観点から見たときに重要なものに見えるということはあるだろう。しかし実際のシエラレオネは、新家産制国家の意識が見えるアフリカ特有の激しい政党間闘争の中で、依然として試練に直面し続けている。最近の国連現地代表の召喚の背景にシエラレオネ政府の圧力があつたかなかつたかをめぐる一連の混乱や、シエラレオネ政府の不穏な動きは、そのことを如実に示している¹⁹。

シエラレオネで摸索されているのは、アフリカ型多党制モデルにもとづくオーナーシップの発展であると言ってよい。若者層の疎外感の解消と、地域間格差の解消を図りつつ、単なる国取り合戦ではない多党制システムの構築が果たされた時、現地社会のオーナーシップが発展するための基盤が形成されていくと言えるだろう。再び新家産制的な国家体制に陥らないための制度的仕組みが必要であり、それが社会全体のオーナーシップの発展のために必要なのである²⁰。

第3節 スリランカにおける現地社会のオーナーシップの課題

2-1 スリランカの紛争構造と現状分析

スリランカでは1983年から2009年にかけて激しい内戦が繰り広げられた。基本的な構図は、多数派のシンハラ人が握る中央政府と、少数派のタミル人の独立を求めて武装闘争を展開するLTTE（Liberation Tiger of Tamil Eelam）との間で、戦争が行われたというものである。スリランカでは独立後に、多数派のシンハラ人が政権を握っただけでなく、言語や教育等の面でシンハラ人優遇政策をとり、タミル人に対して弾圧的な政策をとるに至った。そこで穏健派のタミル人が勢力を失い、軍事的に中央政府に挑戦をすることを辞さない武装闘争派のLTTEが北部・東部のタミル人地域で台頭したのである²¹。

ただし中央政府の側も二大政党制が続き、和平派と武闘派が交互に繰り返す政権をとっていく傾向があった。タミル人地域側でも、LTTEの台頭によって穏健派が力を失っていったとしても、たとえばLTTEの牙城と言える北部地域と、LTTEに反旗を翻すタミル人勢力が生まれた東部地域とでは、中央政府に対する態度も異なるなど、一枚岩とは言えない状況があった。スリランカの場合、2004年12月のスマトラ沖地震・津波の影響が東部地域で最も甚大であったことから、地域間格差が助長された面もあった。

スリランカ内戦の歴史においては、繰り返し和平合意の機運が生まれては消えた。スマトラ沖地震・津波の後、やはり甚大な被害を受けたインドネシアのアチェでは、一気に武力紛争が終息し、和平への進展が見られることになった。これに対してスリランカでは、大規模な国際援助等も導入された東部地域では、中央政府への歩み寄りが見られたものの、北部を拠点とするLTTEの中核的指導部は、決して和平へと完全に歩み出すことはなかった²²。

2000年代の前半にノルウェー主導の和平調停の動きが活発化し、2002年2月には、ウィクラマシンハ首相率いる政府側とLTTEとの間で停戦合意が結ばれた。その後、日本なども和平調停の促進を図り、数度の和平協議が開催されたが、結局は本格的な和平合意が結ばれることはなかった²³。歩み寄りの兆しが見られ

ない LTTE の態度に対して、2005 年にマヒンダ・ラージャパクサ (Mahinda Rajapakse) 大統領が就任すると、中央政府側も態度を硬化させていった。中国との良好な関係を背景にし、インドとの関係改善も維持したラージャパクサ政権は、軍事的に LTTE を圧倒し始め、遂に 2009 年に政府軍が LTTE の拠点を制圧し、内戦は終結した。

内戦の時期を通じて、子ども兵士の徴収や無差別殺人行為などで、特に LTTE は戦争犯罪を問われていた。しかし最後の軍事攻勢の際に、政府軍側も一般市民に対する攻撃などの数々の戦争犯罪行為を行ったとされる。国連や国際人権 NGO は、戦争犯罪の調査・対処を強く求めたため、スリランカ政府との緊張関係は高まった²⁴。ラージャパクサ政権は、国内での圧倒的な人気を背景にして、大統領選挙を前倒しで実施し、勝利を収めた。スリランカ政治を長く支配した二大政党制の時代の終焉を思わせるほどに、政権与党が圧倒的に勝利してしまったのである。それどころかラージャパクサ政権は、主要対立候補のサラス・フォンセカ (Sarath Fonseka) 前参謀長を、選挙後に軟禁状態に置いてしまったのである。

現在のスリランカは、民族融和を謳っているが、欧米諸国や欧米系 NGO は批判的な眼差しを向けている²⁵。ただし今や中国との良好な関係がスリランカ政府の基盤となっており、ラージャパクサ政権の政策に変更が加えられるだろう兆しはない。戦争犯罪の問題についても、国内的対応をとっていく姿勢を強調している²⁶。現政権にとって内戦は「テロとの戦い」だったのであり、政権側からすれば、民族紛争の枠組みだけで理解しがちな欧米諸国の一方的な見方に対する不信感は根強い。

現在のスリランカでは、ラージャパクサ政権が権力集中の度合いを強めており、北部・東部のタミル人地域や、ムスリム人地域は、疎外感を強めているとされる。あからさまなシンハラ人優遇政策がとられることはないが、しかし実態として持っている権力基盤が明らかであるために、シンハラ人以外の人々が疎外感を強めている。なおスリランカの場合、民族構成に応じた社会的断絶が存在していることに加えて、伝統的な身分制社会の影響による差別構造が根強く存在していることも、深刻な要素である。民族的分断と、階層的分断は、相

互に結びつきあいながら、スリランカ社会の統一性を阻害する要因として存在している。

3-2 スリランカにおける現地社会のオーナーシップの枠組み

最近になって注目されている「水平的不平等 (Horizontal Inequality)」の議論を参照するならば²⁷、スリランカは典型的な該当国となる。絶対的な貧困や、経済階級の問題とは別に、民族集団間の不平等性が、スリランカの紛争の温床になっているという観察が、水平的不平等の議論から導き出される。こうした観点からすれば、タミル人社会の地位の向上こそが紛争予防のために求められるので、シンハラ人社会に基本的に依拠したラージャパクサ政権の権力基盤の確立は、水平的不平等の解消には必ずしも結びつかないということになる。

現地社会のオーナーシップの観点からすれば、軍事的勝利で内戦に終止符を打ち、大統領選挙で地滑りの勝利をおさめたラージャパクサ政権の政治的基盤は盤石であり、大統領を頂点にした中央政府の権限は絶大である。したがって中央政府の運営に、北部・東部のタミル人、さらにはそれ以外の少数者集団の意向が反映される機会は必ずしも大きくないのが実態である。スリランカ社会には、実態としてはまだ深刻な社会的な亀裂が残存しており、中央政府が強権的になればなるほど、その亀裂が顕在化していく恐れもある。

ただし現政権が名目だけではなく、実態としても、密かにシンハラ人の優越を掲げた政策をとっているかどうかは、疑問である。たとえば大統領の弟が国防大臣を務める現政権が軍事的手段によって戦争を終結させたことにより、軍隊の力が圧倒的に強くなっていることは確かだろう。そのことが北部地域におけるスリランカ軍の継続的駐留につながっていると考えることもできる。しかしこうした事態は、ただしそれは必ずしもシンハラ人の優越という形で進展している事態ではなく、あくまでも現政権の権限の強化という形で、現政権の権力基盤を反映した形で進展している政治情勢であると言える。

ラージャパクサ政権と総合的なオーナーシップの発展が、本質的に矛盾するとはまでは断言できない。中央政権の基盤強化は、必ず水平的不平等の悪化を導

き出すというわけではなく、また必ず少数者集団を阻害すると断定できるわけでもない。現政権が国連主導の平和構築の現場で採用されている政策を一つ一つ実行しているわけではないということは、現政権が平和構築に真剣ではないということの証明にはならない。あるいはそれはアプローチの違いである。現政権の政策の評価をするのであれば、平和構築の観点から行うとしても、実態に即した検討が必要である。

スリランカが模索しているのは、アジア型のある種の開発独裁にもとづくオーナーシップ発展の道筋であると言える²⁸。そこでは国民的統一を図るためには、開発の進展こそが最大の処方箋になるという認識が、平和構築の面でも最大の戦略的視点となる。その際に、円滑な開発のためには望ましいという理由で、長期安定政権が正当化される議論は、むしろ他のアジア諸国では、特に北東アジアから東南アジアにかけての経済発展を遂げた地域では、頻繁に見られることである。スリランカが著しい経済発展を遂げた他のアジア諸国を見習って、中央集権的な体制の強化を前提にしながら、経済発展を通じた統一的国家の発展を求めたとしても、それは不思議なことではない²⁹。戦争終結後のスリランカは、8%程度の高い経済成長率を示しており、経済発展こそが現政権の求心力の源泉であり、実は国民的融和を図って国土の統一的发展を模索するスリランカの平和構築の最大の戦略的基盤なのである。

実態として存在する社会的格差の克服は、より広範な視野に立った現地社会のオーナーシップの模索の観点からも、今や一層求められている。それは必ずしも欧米諸国の意向にそった平和構築プロセスを実施しなければならないことを意味しない。特にアジアにおいては、全般的に欧米主導の介入行動に対する警戒感が強い。介入の受け入れに親和的ではないということは、現地社会のオーナーシップを尊重した平和構築のあり方から考えて、決して自動的に否定的な含意を持つ政策的態度ではない。スリランカの事例は、それぞれの国の実情を鑑みた上で、現地社会のオーナーシップの重要性を考慮に入れた平和構築政策の妥当性を検討することの必要性を、強く示唆していると言える。

おわりに

本稿では、平和構築活動における現地社会のオーナーシップの促進が直面しているジレンマを、新家産制国家の問題などの理論的な面から検討した上で、シエラレオネとスリランカという二つの異なる紛争後社会の状況を事例として取り上げて、オーナーシップの視点が浮き彫りにする平和構築の問題を考察する作業を行った。シエラレオネの事例からは、国際社会の介入行動によって成立した自由民主主義的価値規範を基盤にした平和構築が、アフリカ社会の実情を反映した複数政党制を通じた安定的な制度的発展という方向性で、オーナーシップを発展させて進化していくことができるかが試されている実情を見た。スリランカの事例からは、国際社会の介入行動を拒絶した中央政府の軍事的勝利によって始まった紛争後の平和構築が、経済発展を求心力にした国家統一を戦略的見取り図にして、オーナーシップを発展させて進化していくことができるかが試されている実情を見た。

本稿では、二つの事例における平和構築の行方を確定的に断定する作業までは行わず、様々な形態をとりうる現地社会のオーナーシップの進展を重視した平和構築のあり方があることを例示するにとどめた。しかしそれによって、オーナーシップ促進にあたって直面している困難を具体的な文脈で整理し、困難の克服を目指す平和構築活動への政策的な示唆を提示することも試みた。事例のさらなる詳細な検討に基づく研究の発展は、引き続き行っていくことになるだろう。

Notes

¹ 篠田英朗「平和構築における現地社会オーナーシップ原則の歴史的・理論的・政策的再検討」、『広島平和科学』、32号、2010年、1-25頁、篠田英朗「平和構築における現地社会のオーナーシップの意義」、『広島平和科学』、31号、2009年、163-202頁、Hideaki Shinoda, “The Difficulty and Importance of Local Ownership and Capacity Development in Peacebuilding,” *Hiroshima Peace Science*, vol. 30, 2008, pp. 95-115、などを参照。

² 同上。

³ 篠田英朗『国際社会の秩序』（東京大学出版会、2007年）、篠田英朗『国家主権の思想：国際立憲主義の歴史』（勁草書房、近刊）、参照。

- ⁴ See, for instance, UN Department of Peacekeeping Operations and Department of Field Support, *United Nations Peacekeeping Operations: Principles and Guidelines*, 2008 <http://pbpu.unlb.org/pbps/Library/Capstone_Doctrine_ENG.pdf>, Sec. 3-2; and “Report of Secretary-General on Peacebuilding in the Immediate Aftermath of Conflict”, A/64/866-S/2010/386, 16 July 2009.
- ⁵ See, for instance, Edward Newman, Roland Paris and Oliver Richmond (eds.), *New Perspectives on Liberal Peacebuilding* (Tokyo: United Nations University Press, 2009); Shahrbanou Tadjbakhsh (ed.), *Rethinking the Liberal Peace: External Models and Local Alternatives* (London and New York: Routledge, 2011).
- ⁶ See Roland Paris, *At War's End: Building Peace after Civil Conflict* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004).
- ⁷ See Oliver P. Richmond, *The Transformation of Peace* (Houndmills: Palgrave/Macmillan, 2005), especially Chapter 5.
- ⁸ See Oliver P. Richmond, “The Rule of Law in Liberal Peacebuilding” in Chandra Lekha Sriram, Olga Martin-Ortega and Johanna Herman (eds.), *Peacebuilding and Rule of Law in Africa: Just Peace?* (London and New York: Routledge, 2011).
- ⁹ See Roland Paris, “International Peacebuilding and the ‘Mission Civilisatrice,’” *Review of International Studies*, vol. 28, no. 4, 2002, pp. 642-645.
- ¹⁰ See Roland Paris and Timothy D. Sisk (eds.), *The Dilemmas of Statebuilding: Confronting the Contradictions of Postwar Peace Operations* (London and New York: Routledge, 2009).
- ¹¹ See David Roberts, *Liberal Peacebuilding and Global Governance: Beyond the Metropolis* (London and New York: Routledge, 2011).
- ¹² See, for instance, Daniel C. Bach and Mamoudou Gazibo (eds.), *Neopatrimonialism in Africa and Beyond* (London: Routledge, 2012).
- ¹³ 影響力のあるメアリ・カルドーの研究では、冷戦終焉後の「新しい戦争」は国家間紛争の形をとらず、アイデンティティ政治によって形成されることが強調された。See Mary Kaldor, *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era* (Stanford: Stanford University Press, 1999).しかしカルドーが典型例として参照したボスニア・ヘルツェゴビナの例をとれば明らかであるように、ある人物がどの民族集団に属し、どのような行動をとっていくかは、時々政治的環境要因によって左右されるだけでなく、自己判断にもとづく選択によって決められる場合も相当にある。ボスニアのセルビア人はイスラム教への改宗によって民族性を変更することになるだろうし、あるいは宗教的信奉にかかわらず何らかの理由によりセルビア人のために武器をとることによってセルビア人として認められることもあるだろう。
- ¹⁴ 武内進一『現代アフリカの紛争と国家：ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド』（明石書店、2009年）、参照。
- ¹⁵ See, for instance, Lansana Gberie, *A Dirty War in West Africa: The RUF and the Destruction of Sierra Leone* (Bloomington: Indiana University Press, 2005); Adekeye Adebajo, *Building Peace in West Africa: Liberia, Sierra Leone and Guinea-Bissau* (Boulder, Colo and London: Lynne Rienner Publishers, 2002); David Keen, *Conflict and Collusion in Sierra Leone* (Oxford: J. Currey, 2005); Oliver Furley and Roy May (eds.), *Ending Africa's Wars: Progressing to Peace* (Aldershot: Ashgate, 2006); Funmi Olonisakin, *Peacekeeping in Sierra Leone: the Story of UNAMSIL* (Boulder, Colo.: Lynne Rienner Publishers, 2008); Paul Jackson and Peter Albrecht, *Reconstructing Security after Conflict: Security Sector Reform in Sierra Leone* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2011); John L. Hirsch, *Sierra Leone: Diamonds and the Struggle for Democracy* (Boulder, CO: Lynne Rienner Publishers, 2001); Marda Mustapha and Joseph J. Bangura (eds.), *Sierra Leone beyond the Lomé Peace Accord* (New York: Palgrave Macmillan, 2010).
- ¹⁶ See Andrew M. Dorman, *Blair's Successful War: British Military Intervention in Sierra Leone* (Farnham: Ashgate, 2009); and Tanja Schümer, *New Humanitarianism: Britain and Sierra Leone, 1997-2003* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2008) .
- ¹⁷ マヤ・クリステンセン、マッツ・ウタス（落合雄彦訳）「2007年選挙と若者一元戦闘員の

再動員とポリトリックス」、落合雄彦（編）『アフリカの紛争解決と平和構築—シエラレオネの経験（龍谷大学社会科学研究所叢書）』（昭和堂、2011年）、参照。

- ¹⁸ “Joint Communiqué” between All People’s Congress and Sierra Leone People’s Party, 2 April 2009, available at <[http://unipsil.unmissions.org/portals/unipsil/sections/signed_jointcomunique20020409.pdf#search=‘joint communique sierra leone ERSG’](http://unipsil.unmissions.org/portals/unipsil/sections/signed_jointcomunique20020409.pdf#search=joint%20communique%20sierra%20leone%20ERSG)>.
- ¹⁹ See, for instance, Simon Akam, “Sierra Leone President forced out UN Envoy: Letter,” *Reuters*, February 13, 2012, available at <<http://www.reuters.com/article/2012/02/13/us-sierraleone-un-envoy-idUSTRE81C27420120213>> and <<http://af.reuters.com/article/topNews/idAFJOE81D00C20120214>>; “President Koroma asked UN to remove Schulenburg from Sierra Leone – Reuters,” Swit Salone, February 13, 2012, available at <http://www.switsalone.com/14685_president-koroma-asked-un-to-remove-schulenburg-from-sierra-leone-reuters/>; David Lewis and Kevin Liffey, “President Koroma Forced Schulenburg Out of Sierra Leone: Letter,” *Routers, The Critique Echo Newspaper*, February 14, 2012, available at <<http://www.critiqueecho.com/president-koroma-forced-schulenburg-out-of-sierra-leone-letter/>>; “Sierra Leone Government says Reuters’ News Item part of Schulenberg’s Attempt to undermine Efforts of President Koroma,” *Cocorioko: Sierra Leone’s Biggest and Most Widely Read Newspaper*, February 15, 2012, available at <<http://www.cocorioko.net/?p=23481>>; “Sierra Leone Deputy Information Minister hails ‘Foreign Confidential’ Magazine for Exonerating President Ernest Koromas,” *Cocorioko*, February 20, 2012, available at <<http://www.cocorioko.net/?p=23737>>; “In Sierra Leone, National Youth Coalition Commends Recall of Schulenburg,” *Awareness Times Newspaper*, February 8, 2012, available at <http://news.sl/drwebsite/publish/article_200519654.shtml>; “Sierra Leone: More Revelation On Schulenburg Saga...gov’t Requested Mohamed Bangura’s Accreditation ...also Sponsored His UN Mission,” *Concord Times* (Freetown), February 22, 2012, available at allAfrica.com <<http://allafrica.com/stories/201202221051.html>>. See also “Government must clarify Weapons Shipment and explain Intended Use – UN demands,” *The Sierra Leone Telegraph*, March 23, 2012, available at <<http://www.thesierraleonetelegraph.com/?p=1423>>; “Sierra Leone Briefing by Withdrawn Executive Representative,” *What’s in Blue: Insights on the Work of the UN Security Council*, March 22, 2012, available at <<http://whatsinblue.org/2012/03/sierra-leone-briefing-by-withdrawn-executive-representative.php?page=all&print=true#>>; UN News, “Ahead of Elections, UN Envoy Calls on Sierra Leone’s Politicians to put National Interests First,” March 22, 2012.
- ²⁰ See Hideaki Shinoda, “The Sierra Leone Model of Peacebuilding? The Principle of Local Society’s Ownership and Liberal Democracy in Africa,” Hideaki Shinoda (ed.), *IPSHU Research Repr IPSHU English Research Report Series No.27: Peacebuilding and the Ownership of Local Society in Sierra Leone*, Institute for Peace Science, Hiroshima University, March 2012.
- ²¹ See, for instance, A. Jeyaratnam Wilson, *Sri Lanka Tamil Nationalism: Its Origins and Development in the 19th and 20th Centuries* (London: C. Hurst and Co., 2000); and Asoka Bandarage, *The Separatist Conflict in Sri Lanka: Terrorism, Ethnicity, Political Economy* (London and New York: Routledge, 2009).
- ²² スリランカに対する津波の影響については、Dennis B. McGilvray and Michele R. Gamburd (eds.), *Tsunami Recovery in Sri Lanka: Ethnic and Regional Dimensions* (London and New York: Routledge, 2010); and Piers M. Blakie and Ragnhild Lund (eds.), *The Tsunami of 2004 in Sri Lanka: Impacts and Policy in the Shadow of Civil War* (London and New York: Routledge, 2010).
- ²³ See Jonathan Goodhand, Jonathan Spencer and Benedikt Korf (eds.), *Conflict and Peacebuilding in Sri Lanka* (London and New York: Routledge, 2011).
- ²⁴ See, for instance, United Nations, “Report of the Secretary-General’s Panel on Experts on Accountability in Sri Lanka,” 31 March 2011, available at <http://www.un.org/News/dh/infocus/Sri_Lanka/POE_Report_Full.pdf#search=‘Darusman report’>.
- ²⁵ See International Crisis Group, “Asia Report No. 219: Sri Lanka’s North I: The Denial of Minority Rights,” 16 March 2012; and also “Asia Report No. 220: Sri Lanka’s North II: Rebuilding under the Military,” 16 March 2012, available at

<<http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-asia/sri-lanka.aspx>>. International Crisis Group, “Sri Lanka’s North: Recipe for Renewed Conflict,” 19 March 2012, available at <<http://www.crisisgroup.org/en/multimedia/podcasts/2012/sri-lanka-keenan-sri-lankas-north-recipe-for-renewed-conflict.aspx>>.

²⁶ See “Report of the Commission of Inquiry on Lessons Learnt and Reconciliation,” November 2011, available at <http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201112/FINAL%20LLRC%20REPORT.pdf>.

²⁷ See, for instance, Frances Stewart (ed.), *Horizontal Inequalities and Conflict: Understanding Group Violence in Multiethnic Societies* (Conflict, Inequality and Ethnicity) (London: Palgrave/Macmillan, 2008).

²⁸ See Hideaki Shinoda, “The Sri Lankan Model of Peacebuilding? The Principle of Local Society’s Ownership and the Validity of Developmental Authoritarianism,” Hideaki Shinoda (ed.), *IPSHU Research Report IPSHU English Research Report Series No.28: Peacebuilding and the Ownership of Local Society in Sri Lanka*, Institute for Peace Science, Hiroshima University, March 2012.

²⁹ 戊辰戦争から西南戦争に至る内戦の時代を克服し、明治維新以降の近代化を遂げた日本は、経済発展による平和構築を模索するアジアにおける最も古典的な開発独裁型モデルであると言える。篠田英朗「平和構築における現地社会のオーナーシップの観点から見た明治期と昭和期の日本の二つの戦後復興：東北の位置づけに着目しつつ」、篠田英朗（編）*IPSHU 研究報告シリーズ No.46 『日本の平和構築プロセスの歴史的探求』*、広島大学平和科学研究センター、2012年3月、参照。